

## 1. 趣旨

エネルギー価格の高騰により影響を受ける、羽曳野市内に事業所を有する事業者又は本市に住所を有する個人事業主（注1）に、事業の継続を支援することを目的として羽曳野市中小企業等エネルギー価格高騰支援金（以下「支援金」という。）を**予算の範囲内**（注2）で交付します。

（注1） 中小企業基本法第2条に規定する法人及び個人事業主です。ただし、大企業が実質的に経営に参画している、みなし大企業は除きます。その他の法人種別につきましてはお問い合わせください。

（注2） 予算に限りがあるため、予算がなくなり次第、申請受付を終了させていただきますので、お早めにご申請ください。

## 2. 対象経費

（1）支援金の対象経費は、令和5年4月から令和6年3月までの**任意の連続する3か月以内**の期間で、対象となる事業所の事業活動に要した光熱費の合計額となります。なお、光熱費の考え方は次の表のとおりとなります。なお、電気料金、ガス料金等の**光熱費の種類ごとに異なる期間を設定することはできません。**

本支援金における「光熱費」の定義	【注】下記の経費は対象外となります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気料金</li> <li>・ガス料金</li> <li>・灯油代（暖房設備に使用したもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暖房以外の用途に使用した灯油代</li> <li>・対象の事業所以外に使用した光熱費</li> <li>・水道料金や下水道料金</li> </ul>

※上記（1）の期間に係る光熱費の合計額が**9万円以上**であることが必要です。

（2）ガスとは都市ガス及びLPガスをいいます。

（3）事業用と家庭用の請求が分かれていない場合、確定申告と同様の費用割合で按分し、事業用のみが対象となります。（按分により1円未満の端数が発生した場合は**切り上げ**とします。）

（4）申請者が実質的に負担する経費のみが対象となります。

例：申請者が貸している不動産物件について、借主から電気料金・ガス料金を徴収し、申請者が一括して支払いを行う場合、その徴収分は対象外となります。

（5）他者への販売を目的として購入したものは対象外となります。

## 3. 対象者

令和5年12月31日以前に開業しており、下記の条件を全て満たすことが必要です。

（1）法人にあっては、羽曳野市内に事業所を有する中小企業等であること。

（2）個人事業主にあっては、羽曳野市内で事業を営んでいる者、又は住所を有する者であること。

（3）申請時点で営業実態があり、今後も事業を継続する意思があること。

（4）対象経費が9万円以上であること。

（5）エネルギー価格高騰の影響を受けていること。

（6）確定申告をしていること。

（7）法人については、本市に法人設立・開設・異動申告書を提出していること。

（8）雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入とし、雑所得又は給与所得で確定申告をしている個人事業主にあっては、被雇用者や被扶養者でないこと。

（9）物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として本市が支給した事業者に対する給付金等の給付を受けていないこと。該当する給付金等については、次の表を参照ください。

給付金等の名称	担当課
<b>【令和4年度】</b> ・農業資材等価格高騰対策支援金	旧・産業振興課
<b>【令和5年度】</b> ・福祉施設等物価高騰対策一時支援金（民間保育施設） ・福祉施設等物価高騰対策一時支援金（障害者施設） ・福祉施設等物価高騰対策一時支援金（介護保険施設） ・羽曳野市医療機関等物価高騰対策一時支援金 ・指定管理施設エネルギー価格高騰対策支援事業による指定管理料の追加支給	こども保育課 障害福祉課 高年介護課 健康増進課 各指定管理施設所管課

**【留意事項】**

反社会的勢力との関係を有する下記の中企業等は対象となりません。

- (ア) 中企業等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号〕第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること。または法人等の役員等（個人事業主である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所〔常時契約を締結する事務所をいう。〕の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- (イ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていること。
- (ウ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していること。
- (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4. 交付額

期間中の対象経費の合計額に応じ、下記の金額を交付します。

区分	期間中の対象経費の合計額	交付額
①	90,000円以上 150,000円未満	20,000円
②	150,000円以上 300,000円未満	30,000円
③	300,000円以上 450,000円未満	60,000円
④	450,000円以上 600,000円未満	90,000円
⑤	600,000円以上	120,000円

## 【交付額の考え方について】

例：令和5年12月～令和6年2月に使用した光熱費を対象経費とする場合

使用年月	項目	金額
令和5年 12月	電気料金	35,000円
	ガス料金	10,000円
	灯油代	6,000円
	小計(A)	51,000円
令和6年 1月	電気料金	44,000円
	ガス料金	12,000円
	灯油代	8,000円
	小計(B)	64,000円
令和6年 2月	電気料金	58,000円
	ガス料金	13,000円
	灯油代	7,000円
	小計(C)	78,000円
合計(小計A+B+C)		193,000円
光熱費が150,000円以上300,000円未満(区分②)のため、交付額は区分②の30,000円となります。		

## 5. 申請期間

令和6年5月1日(水曜日)から令和6年6月30日(日曜日)まで

**※最終日の消印有効となります。**

## 6. 申請方法(郵送による申請のみ)

### ①申請書等の入手方法

羽曳野市のホームページからダウンロードしていただくか、紙媒体の申請書を羽曳野市役所経済労働課(窓口：本館2階)で配布しています。

### ②提出先

提出書類を下記宛先へ郵送してください。郵送は、レターパック等の追跡が可能な形式にてお送りください。

〒541-0047

大阪府大阪府中央区淡路町3-5-13 創建御堂筋ビル3階

キャリアリンク(株)内

羽曳野市中小企業等エネルギー価格高騰支援金事務局 宛

(補足：本市では、本支援金事業の事務局業務をキャリアリンク株式会社に委託して実施しています。)

### <申請書類の取扱い>

- ・申請書類に記入漏れ等の不備があった際は、事務局より書類を郵送により返却することがあります。この場合、必要な修正を行ったうえで再申請していただくことになります。
- ・申請書類に不足等があった場合は、追加で郵送いただくことになります。
- ・申請書類の不足や内容の不備等が、本市が指定する期日までに解消されなかったときは、当該申請を取り下げたものとします。
- ・受付後の申請書類の返却はいたしません。

(3) 提出書類

【A：法人・個人事業主で共通の書類】

①	羽曳野市中小企業等エネルギー価格高騰支援金交付申請書兼請求書
②	誓約書兼同意書
③	<p>対象経費算出表及び対象経費の領収証の写し（検針票の写しも可） ※領収証の写しの代わりに通帳の写しも可（表紙と該当するページを提出してください）。ただし〇月分及び使用場所の記載がない場合は、これらを余白に手書きで記載すると共に、直近の領収証（検針票）の写しを1か月分添付してください。</p> <p>※原則として、領収証等の契約者が申請者と一致していることが必要です。不一致の場合には当該領収証等が申請者の経費であることが分かる資料を添付してください。</p> <p>※宛名が記載されていないレシートは、原本に宛名を記載し、その写しを添付してください。</p> <p>※多くの事業所を有し事務が煩雑になる場合、税理士が確認又は作成した総勘定元帳を領収証の写しの代わりとすることができます。なお、元帳写しの余白部分に確認（作成）した税理士の氏名及び所属する事業所の名称・所在地を記入してください。</p>

【B：個人事業主による申請の場合 Aに加え、以下の書類が必要です。】

①	支援金の振込先が確認できるもの（本人名義の通帳等の写し）
②	代表者の本人確認書類（運転免許証（表・裏）等の写し）
③	<p>&lt;青色申告の場合&gt; 令和5年分の確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書</p> <p>&lt;白色申告の場合&gt; 令和5年分の確定申告書第一表及び収支内訳書</p> <p>※いずれも税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるものを提出してください。</p>
④	<フリーランスで主たる収入を雑所得または給与所得で申告している場合> 業務委託契約等の契約書の写し
⑤	その他市長が必要と認める書類

【C：法人による申請の場合 Aに加え、以下の書類が必要です。】

①	支援金の振込先が確認できるもの（法人名義の通帳等の写し）
②	登記に係る履歴事項全部証明書の写し （申請日から3か月以内に発行のもの）
③	直近1年分の法人税確定申告書別表一及び法人事業概況説明書 ※税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるものを提出してください。
④	その他市長が必要と認める書類

## 7. 審査

### (1) 支援金の交付の決定

審査の結果、適正と認められるときは、市からの振込により支援金を交付します。

### (2) 支援金の交付の通知

支援金の交付が決定したときは、交付に関する通知をします。**支援金の支給日は、交付決定通知の日付から2～3週間後程度を予定しています。**また、支援金の交付が不相当であると認められたときは、不交付に関する通知をします。

### (3) 支援金の振込者名

支援金は「羽曳野市会計管理者」より振込いたします。

### (4) 支援金の交付決定の取り消し

支援金交付の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚したときは支援金の交付決定を取り消します。支援金の交付を取り消した際は、取り消しに関する通知をします。

### (5) 支援金の返還

交付決定を取り消した場合、当該取消しに係る支援金をすでに交付していたときは、交付済の支援金を返還していただきます。

## 8. その他

(1) 支援金の審査・支給に関する事務に限り、提出いただいた申請書類について所管官庁等への申請情報等と照合することがあります。

(2) 支給決定後の調査等により、支給要件に該当しない事実や申請書類の不正その他要件を満たさないことが発覚した場合は、事業者名を公表することがあります。

## 9. お問い合わせ先

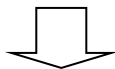
羽曳野市中小企業等エネルギー価格高騰支援金事務局

電話番号：0120-319-005

受付期間：令和6年5月1日（水曜日）から令和6年7月12日（金曜日）まで

受付時間：祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

申請の際、以下の囲みを切り取って、封筒貼付用の宛名としてお使いいただけます。



〒541-0047

大阪府大阪市中央区淡路町3-5-13 創建御堂筋ビル3階

キャリアリンク（株）内

羽曳野市中小企業等エネルギー価格高騰支援金事務局 行